

第6章 社会給付の債務認識をめぐる公会計フレームワークの国際的動向 —国際公会計基準審議会（IPSASB）諮問書 「社会給付の認識と測定」（2015）をめぐる—

今 福 愛 志

1 わが国の公的年金制度をめぐるバランスシート・アプローチ論争と公会計問題

かつてわが国の公的年金制度における巨額の積立金不足の評価をめぐる、経済学者のあいだで激しい論争がおきた¹⁾。そこでの論点は、過去期間に発生した年金給付の支払義務に対する国庫負担と保有する積立金の差額—年金純債務—を「債務超過」とみるかどうか、にあった。

バランスシート・アプローチにもとづく論者にとれば、過去勤務の支払義務を保有する年金積立金では到底、賄えないことが、ストックをあらわすバランスシートによって明らかにされた結果、この巨額の債務超過をどのように将来世代に負担させるかが最重要の課題となる。過去勤務債務にもとづく給付債務と保有する積立金との差額をどのように考えるかが、公的年金制度の維持にとって最重要な課題とされた。

他方、わが国の公的年金制度が現役世代による保険料と税を財源とした、高齢世代への給付をまかなう制度—すなわち、賦課方式—にもとづいているとすれば、ストックでなく毎年のキャッシュフローが問題であり、巨額の積立金不足の問題については次世代が負担すべき問題とされる。

この立場にたてば、バランスシート・アプローチの観点にたつ積立金不足は、「将来の年金保険料率を導きだすための手段」であって、「年金純債務を解消するために保険料をどの程度引き上げなければならないかを導出するために活用すべきである」²⁾ということになる。

事実、この論争は、わが国の公的年金制度が積立金方式ではなく賦課方式にたっているから、バランスシートというストックにもとづく考えかたにたつて債務超過であるとはみなさず、すでにみたとおり賦課方式の今後の政策に生かすというかたちで収束をみたようである³⁾。

この問題は、制度のあり方がどうあるかによって—賦課方式か積立金方式か—、国のバランスシートにオフバランスされるか、それともオンバランスされるかが決まるのかどうか、という観点から結論が導かれている。この問題を会計とくに公会計の観点から検討する時、

1) 当時（2004年前後）のバランスシート・アプローチをめぐる議論の経緯と詳細はつぎを参照。横山寛和『公的年金の持続可能性分析』日本評論社、2015年、第6章。

2) 前掲書、143頁。

3) 前掲書、144 - 145頁。つぎも参照。小塩隆士『持続可能な社会保障へ』、NTT出版、2014年、第3章。

経済学者の観点とは異なるアプローチが必要となる。

いいかえれば、公的年金制度が賦課方式であるから、過去勤務にもとづく将来給付と積立金との差額はオフバランスとする、という論理には必ずしもむすびつかない公会計固有の会計フレームワークの存在がみとめられる。本稿の課題は、その際にどのような要素に着目して、それをどのように組み合わせて会計フレームワークを構築しようとするのか、について明らかにすることにある。この検討は、上述したこれまでの賦課方式におけるオフバランス問題に対して、異なる観点から一定の知見を提供することが期待される。

すでにこの問題は、公的年金の財務報告の現状、問題点、そしてあり方という観点にたった、いくつか注目すべき先行研究がある。それによれば⁴⁾、賦課方式であれ厚生労働省の「財源と給付の内訳」に使用された、運用利回りなどの長期的な経済前提と現実が乖離したかたちで、将来の給付の見通しがなされている点で、はたしてそれで制度の持続可能性を保証するものであるのかどうか。あるいは「公的年金会計の不在」であるにもかかわらず、政府から公的年金制度の会計にかかわる諸問題が報告されている⁵⁾。ただ、そこでは公的年金制度に関する明示的な会計フレームワークのもとに、議論が展開されていない。

2015年7月、国際公会計基準審議会（IPSASB）から諮問書（Consultation Paper：以下CP2015と略記する）「社会給付の認識と測定」（Recognition and Measurement of Social Benefits）が公表された⁶⁾。CP2015は公的年金制度をふくめた社会給付の公会計に関する明示的なフレームワークを提案したのではなく、論点の整理をしたにすぎない。

それでもCP2015は、次節で検討するとおり、公的年金制度だけでなく社会給付という用語に包摂される給付問題を対象として、公会計（基準）が公的年金制度をふくめた社会給付を対象とする場合の前提、社会給付に関する会計フレームワークを展開させるさいの重要な要素、そして会計フレームワークの構築という課題を考察するうえで考慮しなければならない論点を提示している。それゆえ、上述した本稿の課題を考えるうえで、恰好の素材を提供している。

2 社会給付の対象と給付債務の認識をうながす3つの動因

CP2015に先立って2008年に公表された諮問書（CP）「社会給付：認識と測定の焦点」（以下、CP2008と略記する）⁷⁾は、つぎの3つの検討事項を提案している。

- 公的セクターの一般目的財務諸表、とくに社会的プログラムを提供する責任を有する

4) 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社、2011年。

5) つぎも参照。清水涼子「公的年金に係る財務報告について」『会計検査研究』No38（2008.9）。

6) 国際公会計基準審議会（IPSASB）と国際公会計基準（IPSAS）については、たとえば、つぎを参照。Aggestam-Pntoppidau, Caroline, & Andernack, Isabelle, *Interpretation and Application of IPSAS*, Wiley, 2016, Part 1. 山浦久司監修、東信男『政府公会計の理論と実務』白桃書房、2016年、第12章。古市峰子「国際会計士連盟による国際公会計基準（IPSAS）の策定プロジェクトについて」『金融研究』2003.3。

7) IPSASB, Consultation Paper, *Social Benefits: Issues in Recognition and Measurement*, March 2008.

政府の一般目的財務諸表の目的、ならびに情報利用者の要請に対してどのように対応するか、

- 政府の財政状態は、社会的プログラムの予想将来キャッシュフローにかかる負債を認識し、他方、将来の税収という将来キャッシュフローを資産として認識せずして、忠実に表現されることになるのかどうか、
- 公的セクター会計基準（IPSAS）の現行の定義、とくに負債に関する IPSAS19 号「引当金・偶発債務・偶発資産」における定義の妥当性。（para.4）

この CP2008 をふまえて CP2015 が展開させた点は、2つある。第1は、公会計において認識すべき社会給付とはなにかをめぐる定義の問題である。これは社会給付の債務の認識と測定をめぐる対象の問題に関連している。第2は、社会給付の債務の認識（そして測定）のための会計フレームワークを展開させる契機についてである。公会計における社会給付の債務の認識問題は企業会計（基準）のフレームワークの構築と異なり、マクロ政策立案のための情報とはなにかという課題と密接につながりながら検討されている。その意味はなにか。

第1の点について：CP2015は、問題をさらに明確にして、「本CPの目的は、社会給付についてあり得る会計処理に関する議論を押し進めることにある」（p.3）として、主題は社会給付の債務の認識と測定にしばっている。社会給付の定義は、すでに IPSAS19 号において「政府による社会政策目的のために提供される財、サービス、その他の給付」とされ、広くつぎのものがふくまれている。「コミュニティに対する保健、教育、住宅、輸送、その他の社会的サービスの提供、ならびに家族、高齢者、障害者、失業者、退役軍人等への給付の支払。」（CP2015, para.2.4）

これでは社会給付があまりに広く解釈されており、「社会給付の認識」の問題としてとらえることができないから、CP2015ではつぎのように狭く解釈されている。「社会給付とは社会リスクの影響を緩和するために、個人および家計または現物で支払われる給付」と定義され、つづいて「社会リスク（social risk）とは、個人および家計の資源に追加の要求を課すこと、または収入を減らすことのいずれかで、個人および家計の厚生に悪影響をおよぼす事象または状況」とされた⁸⁾。

この定義から保健、教育、住宅などの集合財（collective goods）は、社会給付の対象から除外される⁹⁾。すなわち、集合財にはつぎのような特徴があるからだ。①集合財とサービスはコミュニティの各構成員またはコミュニティのセクターに対していっせいに提供される、

8) 以下の訳（若干の表記を変更している）を利用している。日本公認会計士協会、「解説 国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「社会給付の認識及び測定」2015年12月15日。
<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ITI/files/5-0-0-2-20151215.pdf>

9) 公的年金制度とともに最大の社会保障問題である医療（そしてわが国の介護保険制度）については、CP2015はわずかに保健（health）に言及するのみである。これは単年度の収支にかかわるものであるから、もともと債務が生じないとみているからであろうか。

②ひとりの個人に対して集合財とサービスの便益を除外できない、③集合サービスの利用は一般に受動的であり、それにかかわるすべての個人の明白な合意または積極的な関与を要しない、④1個人に対する集合サービスの提供は他の個人に対して利用できる量を減少させない。(para.2.25)

それゆえ社会給付の公会計の対象は、個人が政府と交わす明白な合意、または積極的な関与にもとづき提供される財またはサービスであり、「社会給付に関する債務の認識と測定は、制度への適格要件を充足する個人にかかわっている。」(para.2.29) 集合財とサービスはそうした適格要件を必要としない公共財であるから、公会計の対象とはならない。したがって、その典型は、CP2015の付録で示されているとおり、公的年金（ただし、ここでは退職給付（retirement benefits）と失業手当（unemployment benefits））である。（詳細は第4節参照。）

以上の社会給付の定義にもとづいて、CP2015は給付を3つに分類—社会保険（social insurance）、社会保障（social security）、社会扶助（social assistance）—し、対象を前の2つに限定している。なぜなら、社会扶助とは「拠出のように明白な、正規の加入要件の必要がなにもなく、必要があればすべての人々への社会給付の提供」であるのに対して、「社会保障とは事業主—従業員関係の外部で生じ、コミュニティ全体または大部分のセクターに給付をおこなう社会保険である」(p.6) からである。

この社会給付の定義にもとづけば、前節でかかげた公的年金の賦課方式は、「家計が拠出し、特定の社会リスクの発生時に受け取るべき所得振り替えとしての給付を受取る仕組みであり、こうした社会的保護制度は基本的には幅広い人々を対象とした所得配分プロセスである。」一方、積立金方式は「制度に拠出して給付の適格要件を充たすまで累積して、特定の社会的リスクの発生時にそこから引き出す仕組みであり、拠出者のあいだの再分配はほとんどない」仕組みとされる。(para.2.13)

この考えかたにたてば、いずれの方式も政府の一般目的財務諸表にオンバランスされる、共通の基盤にたって検討される。しかし、次節で詳述するとおり、その債務の認識と測定のとらえ方は異なっている。

上述した第2の課題、すなわちCP2015の公表をうながした動因は3つある(para.1.4)。それらは公会計特有の会計フレームワークの構築をうながす上で不可欠な要因でもあると推測される。

- 公的セクターのエンティティの一般目的財務報告に関する概念フレームワーク（The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities, 2014）の公表。
- 会計実務勧告指針（Recommended Practice Guidelines（RPG）である「エンティティ財務の長期的な持続可能性に関する報告」（Reporting on the Long-Term Sustainability of an Entity's Finances, 2013）の公表。
- ポリシー・ペーパー「国際公会計基準開発時における政府財政統計（GFS）報告指針

検討プロセス」(The Process for Considering GFS Reporting Guidelines during Development of IPSASs, 2014：以下、GFS2014 略記する)の公表。

以下、上記の3つの動因の意味を明らかにしよう。第1の概念フレームワークの動因：すでに述べたとおり、CP2015の目的は社会給付の債務の認識と測定のための会計フレームワークの構築にあるから、概念フレームワークの公表をもとに開発しようとしている点は、IFRSと同様の道を歩んでいる。概念フレームワークでも負債の定義はIFRSとほぼ同様につきのように定義されている¹⁰⁾。

「負債とは、エンティティが過去の事象から生じた資源の流出に関する現在の債務。」(para.5.14)

つづいて、上記の負債概念のなかの「現在の債務」に関して、フレームワークはつぎのように既定している。「公的セクターのエンティティは多くの債務を負っている。現在の債務には法的に拘束力のある債務(法的債務)または法的に拘束力のない債務がある。エンティティにとってそれら債務を回避する実際的な代替策がほとんどない。」(para.5.15)

この定義から社会給付の債務の認識問題の焦点は、IFRSの負債の定義と関連する問題、すなわち「現在の債務を生ずる過去の事象」は、社会給付にとってどの時点で発生したのか、あるいは債務の決済を回避する実際的な代替策がほとんどない状態とはどの時点か。これらの問題に対する回答は、次節で明らかにされる。

第2の会計実務勧告指針(RPG)は、持続可能性という観点から、たとえば公的年金制度が賦課方式であれ積立方式であれ、公会計はどのように開示するか、という問題に焦点をあてている。RPGは主題である社会給付の債務の認識と測定を対象としているよりも、制度の持続可能性に関する公会計の受けとめ方—とくに、一般目的財務諸表への表示ではなく、補足情報—とくにナラティブ情報の提供—toに注目している。いいかえれば、財務諸表本体以外の非財務情報の開示の拡張の問題である¹¹⁾。

だが、RPGは社会給付の債務の認識と測定に将来、影響をあたえるに違いない。それはつぎのような意味である。社会給付の財政の長期的な持続可能性に関する情報提供が3つの側面の関係に焦点があてられている点が重要である(para.27~40)。すなわち、負債(debt)の側面、収入の側面そしてサービスの側面である。

10) IFRSの現行の負債の定義によれば、「負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源がその企業から流出することが予想されるもの」(para.4.4)である。また、現在、検討されている公開草案では改定され、「負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の債務である」と定義されている。なお、退職後給付会計基準をめぐる負債概念の詳細はつぎを参照。拙稿「受給権保護と年金会計」『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』中央経済社、2012年。

11) RPGの解説については、つぎを参照。EY, *IPSAS Outlook*, August 2013. [http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY_-_IPSAS_Outlook_August_2013/\\$FILE/EY-Outlook-IPSAS-Aug2013.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY_-_IPSAS_Outlook_August_2013/$FILE/EY-Outlook-IPSAS-Aug2013.pdf)

負債の側面はサービスの提供の際に前提とされている現行の政策の諸仮定にもとづいた時、予測期間における負債の規模についてである。支払期限が到来した時、当該エンティティは必要な財務コミットメントに見合う資金を要しているかどうかについて、過去に費やされた財とサービスの提供の額により、将来に調達されるべき額が明らかにされなければならない。

収入の側面については、当該エンティティは現行の課税レベルの変更または新しい財源の導入についての能力があるかどうかに関する開示が対象となる¹²⁾、いま負っている負債の制約を与件として将来のサービスを維持するだけの収入を徴収できるか。サービスの側面については、現行の課税政策のもとで、そして負債の制約下において受給者と有資格者に対するサービスの質と規模が維持できるかどうか。

IPSASB における 2002 年のプロジェクト、「社会政策債務の会計に関するプロジェクト」（その後、「社会給付の会計」に変更）以来の検討をへて、CP2008 は、「公的セクターの財務諸表は社会給付の提供という社会プログラムに関する長期的な財政のもつ意味について十分な情報を伝達することができない」（「結論の根拠」BC4）との結論に達した。

それによれば、社会給付の債務に関して財務諸表を補完する重要性についてつぎのように述べている。

「現行の法的フレームワークのもとで政府債務がどの程度、将来、返済できるのかどうかについて、非常に高いレベルにおける財政の持続可能性は評価している。それゆえ、財政の持続可能性分析は、現在と将来の適格者個人または家計に対する債務が財務諸表の報告日現在において存在しているかどうかにかかわらず、考慮するものである。」（CP2008, para.12）

この財政の持続可能性に関する開示は、「発生主義にもとづく財務諸表よりももっと多様なかたちでアカウントビリティのための手段になりうる」（para.13）と述べて、概念フレームワークにおける 2 つの目的—アカウントビリティと意思決定目的—のひとつに関連づけて評価している。

以上の整理から—推測の域をでないが—、社会給付の債務の報告日現在の認識という債務のオンバランス問題—一次節参照—に大きな影響をあたえたものと思われる。

CP2015 の公表をうながした第 3 の動因は、マクロ政策の作成のための基礎となる政府財政統計（GFS）と IPSAS との関係である。おそらくこの第 3 の問題が、私的企業の会計基準である IFRS の策定との大きな違いである¹³⁾。

すでに述べた GFS2014 において指摘しているとおり¹⁴⁾、IPSASB の目的のひとつは GFS、

12) たとえば、わが国ではこれまで税の引き上げに抵抗してきたという状況も、考慮すべき要因のひとつになるかもしれない。つぎを参照。佐藤滋，古市将人『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ—』岩波書店，2014 年。

13) わが国の内閣府においても、国民経済計算と IPSASB との調整のための委員会が設立されているようであるが、最近の動向は不明である。

14) GFS2014, para.8.

すなわち国民経済計算（SNA）との乖離をコンバージェンスすることにあり、CP2015はそれをもとに概念のコンバージェンスを図っている。それは社会的リスク概念を前提に、集合財を除外して社会給付の範囲を狭義に解釈している点に認められる。なぜなら、すでに述べたとおり、SNAにおいては、だれにでも提供する教育、保健などのサービスを経常的に行われている政府業務であって、債務の発生とはみなしていないからである。（CP2015, para.2.28）

この動因を公会計における社会給付の債務認識という点からどのように考えるのかについては、現時点では結論は得られない。しかし、少なくとも下記の2点が指摘できるかもしれない。第1に、公的セクターにおける債務概念がこれまで十分に展開されてこなかったのに対して、政府財政統計の領域では社会給付をふくめた社会的プログラムにおける債務概念が相当程度に明確されてきたので、それをもとに公会計フレームワークの構築を目指していることである。

第2に、国民経済計算もまたマクロ経済政策の策定のための基礎データとみれば、公会計（基準）における政策策定の位置づけの問題である。公会計、とくに社会給付の会計においては、会計データと政策の策定との関連が私的企業におけるよりも¹⁵⁾、もっと明示的に密接な関連のもとに展開する可能性が認められるであろう¹⁶⁾。

事実、GFS2014に先立つ諮問書（CP）において¹⁷⁾、この問題はつぎのように述べられている。

「政府は2つの様式の事後の財務情報を作成している。(a) マクロ経済分析と意思決定目的のための一般政府セクターの政府財政統計、(b) エンティティ—政府報告エンティティの全体をふくめて—のアカウントビリティと意思決定のための一般目的財務報告書。CP2015は、2つの異なる形式の財務情報に適用する2つの報告フレームワーク—すなわち、政府財政統計（GFS）報告指針、および発生主義に基礎をおく財務諸表に適用できるIPSASs—に焦点をあてている。この2つの報告フレームワークにはかなりの重複があるからだ。」（para.1.1）

以上述べてきたとおり、社会給付の債務の認識の会計フレームワークの構築には、概念フレームワークの制定、とりわけそこでの負債の定義が前提とされたのは当然として、他の2

15) 私的企業における会計の政策性が会計制度を動かす基本的な動因になっている点については、つぎを参照。拙著『会計政策の現在』同文館、1992年。

16) つぎは、「会計不在の政策論の欠陥」を是正すべく公会計の政策への役立ちを主張している。これは上述した観点からみれば、評価されてよいが、SNAとの関連については注意がはられていない。柴健次、宗岡徹、鶴飼康東著『公会計と政策システム』多賀出版、2007年。つぎも参照。宗岡徹「政策効果測定と公会計の問題—公的年金政策の実例—」関西大学学術リポジトリ、RCSS ディスカッションペーパーシリーズ 第96号、2010年。

17) IPSASB, Consultation Paper, *IPSASs and Government Finance Statistics Reporting Guidelines*, October 2013.

つの動因にも留意されなければならない。社会給付をめぐる公的セクターの債務、収入、サービスから3つの関連が持続可能性に不可欠であるとされれば、債務概念の明確化が求められ、それが社会給付の債務のオンバランス化への道をひらく可能性をもっている。他方、第3の動因は公会計が政府財政統計における分析の概念と関連づけられている現状をみる時、そもそも公会計の政策性、あるいは政策の設定への役割が組み込まれていることを示唆している。

3 社会給付の債務の認識に対する3つのオプションとその評価

最後の問題である、社会給付の債務の認識の会計フレームワークはどのように構築されるのか。CP2015はすでに述べたように、最終的な結論を提示しているのではなく、この課題の解決のための3つのオプションをしめして、各国のコメントをもとめている。すなわち：

- 債務発生事象 (Obligating Event) アプローチ
- 社会契約 (Social Contract) アプローチ
- 保険 (Insurance) アプローチ

結論を先にいえば、この3つのオプションのうち社会契約アプローチがしりぞけられ、あとの2つが「社会給付のどれにも対応できる見方」(“one size fits all”)であるとされた。(アペンディクス A:A3)

以下、その結論にいたった経緯を明らかにしよう。まず、社会契約アプローチとは、つぎのようにとらえられる。

- ① 政府による社会給付の提供債務は本来、準契約の性格をもっているから、未履行契約の会計を採用する。
- ② 未履行契約は、当事者のいずれもがいまだその責務をなにも果たしていない場合、あるいはその責務の一部を同程度にしか果たしていない場合に関する契約である。
- ③ このアプローチによれば、政府による社会給付を提供する責務と個人または家計が給付を受けるために税金等を支払う継続的な責務とはコミットメントであって、事実上相殺されるものである。
- ④ したがって、法的に受給する権利が到来して初めて債務が発生するから、債務の認識と測定は客観的である。(para.5.1) それゆえ、通常は債務も資産も認識されないから、ゼロとなる。

この社会契約アプローチは、わが国の現行の処理のように支払い期限が到来し、未払いの給付のみをオンバランスする支払期限 (due and payable) 基準に等しいであろう¹⁸⁾。したがっ

18) 米国でも同様に due and payable 基準が採用されている。その定義はつぎを参照。「その負債認識基準はごく狭く、due and payable 基準、すなわち貸借対照表作成時点において、年齢、加入期間 (40 四半期以上

て、このアプローチは現行のオフバランスを容認するものでもあり、社会給付の債務の認識について新たな知見を提供するものでもないから、寄せられたコメントレーターのいくつかにおいて明確に否定されている。

それでは、債務発生事象アプローチはどうか。このアプローチは、これまで IFRS の負債概念の検討のなかで進められた考えかたと類似している¹⁹⁾。このアプローチは、法的に拘束力のない債務が発生した時点が焦点となるから、上記の社会契約アプローチの債務の認識時点よりも早く債務が到来する。

社会給付の債務にかぎらず、一般に法的に拘束力のない債務の認識要件としてはつぎの3つがある。

- ① 当該エンティティが他者に対してある義務を認めた兆候
- ② 他者に対して根拠のある期待を生成させること
- ③ 資源の流出を回避する代替策がほとんどないこと。(para.4.10)

上記の①の兆候とは、IFRS と同様に²⁰⁾、概念フレームワークであげられている。すなわち、①「当該エンティティが、確立した過去の履行の仕方、公表された政策、または相当に特定され認められたステートメントによって、他者に対して義務を認めたことを明らかにした」こと。(Conceptual Framework, para5.23) また、②の期待の生成とは、選挙マニフェストではなく、立法のなかに正式に盛り込まれた政策は、個人が当該要件を充足する以前に根拠のある期待を生成する可能性が高い。(para.4.16)

③については、政府は当該法律を変更する以外に義務を回避する術がないが、その可能性がある場合であっても、①で述べた過去の履行の仕方にてらして判断するが、つぎの点は重要である。「資源の流出する以外に代替策がほとんどない」という規準は、私的セクターと同じようには公的セクターに適用できないであろう。各国の法律状況にてらして解釈する必要がある。財務諸表は報告日の法的枠組みだけでなく、法の拘束力のない債務の受容についての政府による過去の履行を反映するものでなければならない。」(para.4.20)

それでは、上記の判断のもとに債務発生事象アプローチではいつ債務を認識されるのか。それはつぎの5時点のいずれかとしている。

必要) など全ての受給要件を満たし、給付日が決まっていて、給付が未済のものに限られている。」西沢和彦、前掲書、151頁。

19) 最近の IFRS をめぐる負債概念の展開については、つぎを参照。拙稿「年金債務の帰属・配分と年金制度の識別基準」『年金総合研究所報告書 退職給付会計の課題の考察』年金総合研究所、2014年。

20) 前掲拙稿「受給権保護と年金会計」を参照。

体をあらかずことにはならない、という反対意見もある。(para.6.19)したがって、CP2015の結論部分では、公的年金が一部税の補助をうけるような制度である場合、すなわち、特定の税収の確定割引率が制度に移管される場合、将来の税収の見積りを要することになるとしている。(A.41)

以上のとおり、CP2015は社会給付の債務の認識について3つのアプローチのうち、結論としてつぎの4つが導かれている。①社会契約アプローチは、未履行契約とみなして債務認識をしない点で問題であるとして、しりぞけられている、②債務発生事象アプローチと保険アプローチの2つが社会給付の債務認識に有効である、③保険アプローチは、拠出と給付のあいだに明確に関連がある拠出型制度にのみ有効である、④債務発生事象アプローチはその他の社会給付に有効ではあるが、上述した5つの認識時点のうち、なにが適切であるのかについては明確ではなく、論点の整理におわっている。

4 社会給付の債務認識をめぐる将来

CP2015に対しては、2016年3月までに世界各国の諸団体から36通のコメントレターがだされている。なかでもドイツ公認会計士協会(Institute Der Wirtschaftsprüfer: IDW)のコメントレターはこれまでの論点の理解のうえでも有益なので検討してみよう²¹⁾。

この問題に対するIDWの一番の関心は、公的年金をふくめた社会給付が政府の財政状態にさまざまなかたちでおよぼすインパクトの可能性にあること、なぜなら人口動態の変化が賦課方式にもとづく将来世代から現在世代への資金の移転であり、将来世代の持分の不足となる可能性をもっていることにある。政府が社会給付にかかる財政状態をよく見せかけることはこれに関して国民をふくめたさまざまな財務諸表利用者にとってマイナスとなる。

つぎのように述べる。「確かにドイツでは、公的セクターの多くの社会給付制度はいわゆる「賦課方式」(pay as you go)で運営するよう組まれている。とくに個人の将来給付のために資金を拠出し投資するというよりも、現在の拠出が現在の受給者のための給付資金にあてられている。この仕組みは、将来の人口動態の変化という点にたらずと—これは先進諸国でみとめられる変化である—、一般国民の認識上、今や重要な問題となっている。だから、そうした状況を忠実に表現する情報を作成することが、一層重要である。」(p.3)

最終的にIDWは債務発生事象アプローチが非拠出型の制度の忠実な表現となるという理由で、賛成している。(p.9)そして、「世代間ベースで積み立てられる制度については、このアプローチが将来世代に移る負債の規模も含めて、期末のコミットメントの大きさに関する重要な情報を提供できる。」(pp.9-10)しかし、それですでにしめした認識時点のどの時点が適切かどうかの結論は明らかにしていない。

以上述べたように、CP2015は公的年金をふくめた社会給付の債務認識のアプローチを詳

21) IDW, Comment Letter to IPSASB, 29 January 2016. <http://www.ifac.org/system/files/publications/exposure-drafts/comments/FinalCommentLetterIDWIPSASBSocialBenefitsJanuary2016.pdf>

細にしめし、進むべき方向については上述した5項目の結論をみちびいてはいるが、それ以上の展開はコメントレーターをふくめたその後 ゆだねている。

それゆえ、本稿の冒頭でしめした、公的年金制度をめぐるバランスシート論争に会計サイドからの解答をだしてはいないが、賦課方式であるから当然に積立不足はオフバランスになるという単純な結論ではないことは確かである。あるいは積立金方式であっても、オンバランスであるというわけではなく、予想される積立不足に対して一定の政府補助金の拠出が見込まれている時には、正味の不足予想額をどのようにオンバランスするかという問題についても、CP2015は賦課方式と同じディメンションでとらえようとしている。

もう一つ重要な点は、ドイツIDWのコメントレーターでしめしたとおり、社会給付の負債のとらえ方が政府財政のなかでどのように位置づけるかが、財政一般にとっても喫緊の問題であるということである。CP2015が将来、どのように会計基準として決定をみるのか、また各国の社会給付制度のあり方にどのような影響をおよぼすのかは、制度それ自体の改革とあわせて、将来の社会給付制度にとって重要な問題となるであろう。